原判決を次のとおり変更する。

- 一 長野地方裁判所が昭和四五年九月一八日、同庁昭和四五年(ヨ)第五六号商品 販売製造禁止仮処分申請事件についてした仮処分決定を次のとおり変更して認可す る。
- (一) 被控訴人有限会社小島屋は「ニュー花ころも」または「ニューはなころも」という商標を使用して天ぷら専用の味附小麦粉の製造販売を、被控訴人有限会社美川屋は「ニュー花ころも」または「ニューはなころも」という商標を使用して天ぷら専用の味附小麦粉の販売をそれぞれしてはならない。 (二) 別紙目録記載の建物内にある「ニュー花ころも」もしくは「ニューはなこ
- (二) 別紙目録記載の建物内にある「ニュー花ころも」もしくは「ニューはなころも」という商標を附した容器または包装に収納された天ぷら専用の味附小麦粉に対する被控訴人等の占有を解き、長野地方裁判所執行官にその保管を命ずる。執行官は封印その他適当な方法によりその保管にかかることを公示しなければならない。
- (三) 執行官は、被控訴人等の申出があるときは、前項の味附小麦粉を容器または包装から取り出し、容器または包装を除いてこれを被控訴人等に返還しなければならない。
- 二 控訴人のその余の申請を却下する。
- 三 訴訟費用は第一、二審を通じ被控訴人等の負担とする。

事 実

二 当事者双方の主張は、控訴人において、申請の理由(二)、(三)(原判決二枚目表一二行目から同裏末行まで(編注、本書三九三頁一八行目から三九四頁六行目まで))および(七)(同五枚目表一二行目から同裏一〇行目まで(同上、三九六頁二行目から七行目まで))を次のとおり訂正したほか、原判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

「(二) 被控訴人有限会社小島屋(以下「被控訴人小島屋」という。)の代表者であるAは従来同被控訴人が天ぷら等の製造、販売を営む片手間に製造し、「花ころも」という商標を附して販売していた天ぷら専用の味附小麦粉(以下「天ぷら専用粉」という。)を専門に量産して販売するため別会社を設立しようと企て、友人であるB等と相談のうえ、控訴会社を設立することとし、昭和四四年六月二日控訴会社が設立されるとともに、その代表取締役に就任した。 (2) Aは、同年四月一五日控訴会社の発起した。

(三) Aは、同年四月一五日控訴会社の発起人会が開かれた際、被控訴人小島屋の代表者として控訴会社の発起人であるBほか五名との間で、控訴会社が設立されたときは、被控訴人小島屋の天ぷら専用粉の製造販売に関する営業一切を控訴会社に譲渡する旨の停止条件附営業譲渡契約を締結するとともに、控訴会社が設立されたときは被控訴人小島屋は天ぷら専用粉「花ころも」またはこれに類似するものの製造販売をせず、控訴会社の行う営業を一切妨害しない旨の特約をした。仮にそう

でないとしても、同人は同年六月一日控訴会社の創立総会が開かれた際、被控訴人小島屋の代表者として、株式引受人であるBほか一六名との間でこれと同趣旨の停止条件附営業譲渡契約を締結し、同趣旨の特約をした。そして、同年六月二日控訴会社が設立されたことにより停止条件が成就し、前記営業譲渡契約がその効力を生じたので、被控訴人小島屋はこの契約による義務の履行として、同月三〇日天ぷら専用粉の製造販売に要する設備一切を控訴会社に売渡したほか、その頃控訴会社が天ぷら専用粉の製造販売を開始したのに伴い、その仕入先、得意先を引継がせ、「花ころも」という商標を使用させた。

(七) 以上のとおり、被控訴人小島屋は、不正競争の目的で控訴会社と同一の営業をしているので、控訴会社は商法第二五条第三項により同被控訴人に対し、自ら天ぷらを製造するために用いるものを除き、天ぷら専用粉の製造販売の禁止と、同被控訴人の店舗および倉庫である別紙目録一、二記載の建物および被控訴人有限会社美川屋(以下「被控訴人美川屋」という。)の工場である同目録三記載の建物内にある同被控訴人所有の天ぷら専用粉およびその製造に使用する機械、機具の執行官保管の仮処分命令を求める。仮に不正競争の目的が認められないときは、(三)または(五)掲記の特約に基づき間とは、同条第一項により、仮に営業譲渡が認められないときは、前示の特約に基づき間とは、同条第一項により、仮に営業譲渡が認められないときは、前示の特約に基づき間とは、

被控訴人美川屋は、控訴会社の周知の商標および商品の容器包装を使用し、これを使用した商品を販売拡布しており、これによつて控訴会社は営業上の利益を害られるおそれがあるので、同被控訴人に対し、不正競争防止法第一条第一項第一次により、「ニュー花ころも」または「ニューはなころも」という商標および記事の容器包装の使用およびこれらを使用した天ぷら専用光が高が高速と別紙目録記載の建物内にある同被控訴人所有の「ニュー花こぷら事用粉を封入して直ちに販売し得る状態にあるもの)および半製品(包装前の支持の包装用紙、口紙等の包装用資材)の執行官保管の仮処分命令を求める。仮に被控訴人小島屋につき商法第二五条による請求が認められないときは、では、大きに対しても、被控訴人が記述しても、被控訴人が記述しても、被控訴人が記述しても、被控訴人美川屋に対する理由と同一の理由により不正競争防止法により同趣旨の仮処分命令を求める。」

理 由

一、成立に争いのない疎甲第一号証から第四号証まで、同第一九、第二七、第三 八、第三九、第四二号証、同第四三号証の一から一二まで、同第四五号証の三、同 第四九号証、同第五九号証の一から二〇まで、疎乙第一号証の一から五まで、同第 四号証、原審証人C、D、E、原審および当審証人F、G、当審証人Hの各証言、 原審および当審における控訴会社代表者ならびに被控訴人小島屋代表者の各尋問の 結果を総合すれば、次の事実が一応認められる。

この認定に反する原審証人I、原審および当審証人Gの各証言、原審および当審における被控訴人小島屋代表者の供述は、前掲各証拠に照らし信用しない。

以上認定の事実によれば、特段の事情の認められない限り、控訴会社が設立された同年六月二日頃、「花ころも」という商標によつて表象される営業組織、顧客先関係、仕入先関係等を含む被控訴人小島屋の天ぷら専用粉の製造販売に関する営業一切が控訴会社に譲渡されたものと推認するのが相当である。もつとも、この営業譲渡に対して対価を支払うべき旨の約束がなされたことの疎明はないけれども、前認定の控訴会社設立の経緯に徴すれば、このことは営業譲渡を否定すべき理由にはならないし、他にこの推認を妨げるべき特別である。

そうだとすると、被控訴人小島屋が営業譲渡の実効を失わしめるような不正競争の目的をもつて控訴会社と同一の営業を行うことは、商法第二五条第三項により、その地域および時期のいかんを問わず、許されないものといわなければならない。 成立に争いのない疎甲第七、第二〇、第二一、第二八、第三〇、第三八号証、同第四六号証から第四八号証まで、原審における控訴人代表者尋問の結果による商品で成立したことが疎明される同第一六、第一七号証、控訴人が使用している商品の容器であることが当事者間に争いがない同第二二号証の一から五まで、被控訴人の容器であることが当事者間に争いのない同第二三号証の一、二、原審証人」、K、L、I、M、N、E、O、原審および当審証人の一、二、三、原審証人」、K、L、I、M、N、E、O、原審および当審証人、関審記人の各種語の結果を総合すれば、次の事実が一応認められる。

そして、当初はその容器に「花ころも」という商標を附していたが、同年五月頃からは、「ニュー花ころも」または「ニューはなころも」という商標を附した容器を使用して天ぷら専用粉を販売している。また、同年五月一日天ぷら専用粉ニュー花ころもの製造販売を目的とし、被控訴人小島屋が使用している建物の所在地を店所在地とする被控訴人美川屋が設立され、Aの妻Pが取締役に就任した。そして、同被控訴人はその頃から単独でまたは被控訴人小島屋と共同して、「ニュー花ころも」または「ニューはなころも」という商標を附した容器を使用して天ぷら専用粉を販売しはじめ、控訴人の得意先に売込み販売した。このような被控訴人等の行為により、控訴会社は被控訴人等にその得意先の一部を奪われ、長野市内等の大口販売先に対する売上げが激減した。

以上認定事実によれば、被控訴人、 は、被控訴人、 は、被控訴人、 は、被控訴人、 は、被控訴人、 は、 を表したいでも、 は、 を主いたののでは を主いたののでは を主いたのでは を主いたの を主いた。 を主いたの を主いたの を主いたの を主いた。 を主いたの を主いた。 を主いたの を主いた。 を主いた。 を主いた。 を主いた。 を主いた。 をもした。 のもの。 をもした。 前認定の営業譲渡により、「花ころも」という商標によつて表象される被控訴人小島屋のグツドウイルを正当に承継して同商標を使用しているものであるから、控訴会社は被控訴人美川屋に対し、不正競争防止法第一条第一項第一号により、前認定の販売行為の差止を求める権利があるといわなければならない。

三 さきに認定した事実によれば、控訴人が本案判決の確定を待つていたのでは回復がしがたい損害を受けるおそれがあることが容易に推認されるところ、是屋に対しての発生を防止して前判示の被保全権利を保全するためには、被控訴人事屋に対しては前認定の商標を使用する天ぷら専用粉の製造販売を、被控訴人美川屋に対しては同物件の販売をそれぞれ禁止するとは被控訴人等の店舗おわないにあるである。)別紙目録記載の各建物内にある前記商標を附したさせるいできるいが禁じていたがいる。ととが禁じていたがいる。ということを対けでは、被控訴人等は、前記商標を使用してでよいの事用粉を販売をが禁じていたがは、で、大学は、前記の標を使用して大ぷら専用粉を販売をが持っていたがは、で、大学によりをでは、ないで、大学によりをであるというの事によりをである。といり、対域であるには、対しないにならない。というのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対して、、対しないのでは、対しないのでは、対しないである。というないでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しているに認っている。

なお、控訴人は被控訴人等に対して別紙第一、第二図面表示の容器包装の使用禁止を求めているが、被控訴人らが現在これらを使用しているという疎明はないから、この申請をいれるわけにはいかない。

四、以上の理由により控訴人の申請は前記の限度で正当であるから、主文掲記の仮処分決定を前記のとおり変更のうえ認可し、その余は失当であるからこれを却下すべきである。これと一部結論を異にする原判決は変更を免れない。

よつて、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九五条、第八九条、第九二条但書を 適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 古関敏正 瀧川叡一 宇野栄一郎)

<11800-001> <11800-002>